

## 甲府地方裁判所委員会 議事概要

1 日時 平成22年5月14日（金）午後2時から午後4時30分まで

2 場所 甲府地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員・五十音順）

井口委員，上原委員，金井委員，杉田委員，長澤委員，埴原委員，早川委員，  
星委員，細谷委員，矢野委員，山之上委員

（甲府地方裁判所）

小笠原判事補，柏木民事首席書記官，篠原刑事首席書記官，岡田事務局長，望  
月事務局次長，林総務課長（進行役），北島総務課課長補佐（書記），清水庶  
務係長（書記）

4 議事等

(1) 新任委員（金井委員，杉田委員，深沢委員，矢野委員）の紹介

(2) 委員長の選出

委員の互選により，金井委員が委員長に選任された。

(3) 意見交換

第1セッション 「伝統を活かしつつ新しいものを取り入れていくための人材  
育成」について

説明（上原委員）及び意見交換

第2セッション 「裁判員裁判の状況」について

説明（篠原刑事首席書記官，小笠原判事補）及び意見交換

(4) 意見交換の概要（発言者 ■：委員長，○：委員，□：説明者）

別紙のとおり

5 次回委員会のテーマについて

前半は委員の専門的な立場から裁判所に対し感じていることについて発言いた

だき，後半は事務局から裁判員裁判の報告を行い，それに基づいて意見交換等を行う予定とした。

#### 6 次回委員会期日

次回（第17回）期日を平成22年10月22日（金）午後2時45分からとした。

(別紙)

## 第1セッション

「伝統を活かしつつ新しいものを取り入れていくための人材育成」について

- 当社は1582年から現在まで印伝を作り続けている。作る商品は時代の流れとともに変わってきてはいるが、基本的な技術や技法は現在まで変わっていない。印伝の伝統的な技術・技法は、以前は家督を継ぐ者に口伝で伝えられてきたが、先代の代から、職人にも伝えるように変革した。

この伝統的技術、技法を身につけるには時間がかかることから、当社では計画的かつ贅沢に人的投資を行っている。すなわち、来年職人が辞めるからその数ヶ月前に人を雇うというのではなく、その数年前から人を雇い、職人が辞める時までには人並みに仕事ができようにするというローテーションで人的補給を行っている。最初の数年は投資のみということで、長い目でじっくりと職人を育てている。

次に、当社では新商品開発に当たっては外部のデザイナーと契約し、社員のプロジェクトチームと一緒に開発を行っている。印伝としての伝統的技法は変えられないこともあり、外部のデザイナーから求められる高い理想に対して、職人からは無理だといった反発が上がることもある。しかし、なるべく外部のデザイナーのアイデアや意見を尊重して取り入れられるように、何度も話し合いをしながら接点を求めて開発を進めている。その過程で感じるのは、最近の若い職人は非常に前向きで、向上心も強いということである。少し工夫を要するような課題を与えると、しばらく後には、それを克服し、さらにより良いものを提案してくることがある。うまくモチベーションを高めていくと、こちらが思った以上の成果を出すことがある。職人を育て、働きやすい職場にしていくことが経営者としての大きな仕事であるということを改めて感じている。

もう一点、「伝統と革新」というキーワードを言われることがあるが、た

だ伝統があるだけではだめで、いかに革新をしていくかが大事だと感じている。基本となる技法や技術を変えるわけにはいかないが、それを守りつついかに時代に好まれるものを提案していくか、いかに企業体自身が変わり続けていけるかということが非常に大事なことだと思っている。「守らなければいけないこと」と「変えていかなければならないこと」をいかに判断し進めていくかが非常に重要であると感じている。

人材育成については、民間でも裁判所でもやっていかなければならないことだと思っている。特に専門職である裁判官をどのように育成していくのかということについては興味を持っている。

#### (意見交換)

- 司法の世界が「守らなければいけないこと」と「変えていかなければならないこと」ということに直面したのは平成11年ころから動き出した司法制度改革のころからである。裁判所の目標は、「1つ1つの事件をきちんと審理して判断すること」であり、これはいつの時代でも変わらない。ただ審理の進め方については、時代に適した方法があると考えられ、司法制度改革でも様々な改革が進められたところである。

裁判官の職務活動については憲法上独立が認められているので、裁判官はどのような事件が割り当てられても、自らの職責として最後まで責任を持って処理できるだけの力量を持っていなければならない。単に法的知識・技術を持っているだけでは十分でなく、バックグラウンドとしての「人間力」、  
「総合力」といったものも求められている。これらを身につけていくためには、1つ1つの事件に真摯に取り組むことを積み重ねることを通じて法的知識・技術の向上を図るとともに、それを支えるバックグラウンドを涵養するために自己研さんに努めることが求められる。

なお、裁判官に対する研修については、1人1人が独立した判断主体であるという裁判官の特徴からして物事を教え込むというのは適当でないという

ことで、各人の自己研さんを側面から支援するという考え方に基づいて実施されている。

- 医者も国家試験に受かってすぐに患者を診られる訳ではなく、幅広い分野について2年間研修を行い、その後進むべき科に進んで4、5年して試験を受けて専門医になり、ようやく一人前という感じである。

医者の場合、患者という人間を対象として教えなければならないので、教える側としては、新米にやらせて大丈夫か、でもやらせなければ覚えられないというジレンマを抱えており、非常に難しいところである。

- 弁護士は全国で2万7000人くらいいる。県の弁護士会や日本弁護士連合会に属してはいるが、統一的な研修制度のようなものは最近まであまりなく、いわゆるOJTにより仕事をやりながら覚えていくというのが基本であった。はじめはイソ弁、居候弁護士としてボスの下で何年間かかけて仕事を覚え、やがて独立していくというのが従来のやり方であった。しかし、最近人は増えて受け入れる先輩弁護士が足りず、OJTが難しくなっている。そのOJTについても、以前は少し我慢してやらせてみるということができたが、最近では依頼人の目も厳しくなり、そのようなやり方ができなくなってきた。

研修については、最近では弁護士会として義務化しつつある。以前は研修といえば集合研修であったが、今はIT技術を活用してインターネット上でも行っている。

裁判官に求められる資質・能力について法的知識と総合力という話があったが、弁護士もやはり法的知識は当然として、人を説得し納得させるためには総合的資質が必要であり、どこも同じなのだと感じた。

- 検察庁では、制度的研修については、ある決まった年次の者を中央に集めて義務的な研修を受けさせるという点については、従来と基本的に変わっていない。しかし、その内容の面では、裁判員裁判を意識して、座学中心から

能動的に体験するような内容になるなど変わってきている。

また、検察官も人間を相手にしている仕事であり、法律的知識だけでなく総合的資質を涵養しなければならない。ただ、検察官の場合は、日々の事件の中で取り調べをし、関係機関と協議等をし、その結果を上司に報告して納得を得るというプロセスを必ず取っているので、OJTである程度の経験が積んでいるのだと思う。

- 裁判官の職務遂行については、職権行使の独立があるので、上司の決裁といった仕組みはなく、合議事件について合議体の中で議論をするということ以外には、他から指示・指導されるという機会がないので、その点でOJTの難しさがある。
- 新聞記者の育成の在り方については、今は過渡期にあるように感じている。以前は現場でたたき上げられながら仕事を覚えていくというOJTそのものの中で指導されてきたが、ある時期からジャーナリズム倫理に関わる問題が生じたり、アメリカなどに倣ってジャーナリズムについての理論を学ぶべきではないかといった意見があり、各社とも研修に力を入れるようになってきている。ただ、現場には、研修で知識ばかり詰め込んでも現場に勝るものはないという考えもあり、今はどのあたりの兼ね合いがいいのかを探りながらの状態である。

## 第2セッション

「裁判員裁判の状況」について

- 裁判員制度が実施された昨年5月21日から本年3月末までに全国で起訴された裁判員裁判は1,662件、同日までに判決が言い渡された被告人数は444人である。このうち甲府地裁では14件の起訴があり、4件が既に終了している。

次に、全国で昨年12月末日までに終了した142件について、裁判員を経験された方々に対して行ったアンケート結果によると、審理内容の理解し

やすさや評議における議論の充実度については、いずれも7割以上の方々が肯定的な回答をしている。裁判員裁判に参加することに対する態度としては、参加前は半数を超える方が消極的であったが、実際に参加された後は「非常によい経験と感じた」又は「よい経験と感じた」と回答した方が95%以上となっている。

裁判員裁判を実施するに当たって留意してきた点や行ってきた工夫としては、国民の負担の軽減という観点から、例えば、選任手続期日に来られた候補者の方々を受付段階でできるだけ待たせないようにする、また、選任されなかった方ができるだけ早く本来の生活に戻れるように、選定手続を午前11時30分には終えるようにしている。今後は、この手続を更にどの程度短縮できるかが一つの課題であると考えている。また、そもそも裁判員の選任手続にどれだけの候補者を呼び出すかということについても、これまでの実績を踏まえて検討していきたい。国民の負担軽減と裁判員等選任に必要な候補者の確保という要請をいかに調和させていくかが今後の課題と考えている。

- 裁判員裁判において充実した評議ができるようにするため、審理初日は裁判官と裁判員と一緒に昼食を取り、雑談などを通じて裁判員の方にリラックスしてもらうように心がけたり、審理途中でこまめに休憩を取り、質問したい内容があるかなどを裁判員の方に確認したりしている。

今後も、裁判員の方にその職責を十分に果たしてもらえるように配慮、工夫していきたいと考えている。

#### (意見交換)

- 裁判員裁判が軌道に乗り、国民の意識が変わってきていると思うが、裁判所の中では何か変化が出てきている面や、今後の課題と思っているところはないか。

また、裁判員裁判の事例が蓄積されてきた中で国民の考え方、ものの見方

というものができてきたところもあると思うが、そのことは裁判員裁判以外で判断をする裁判官に何か影響を与えていくものなのか。

- 裁判員裁判を円滑に実施するという一つの目的に向かって、職員が一丸となって取り組んでいくという意識が出てきているのではないかと感じている。こういうことはこれまでの裁判所にはあまりなかったように思う。

また、裁判員裁判では重大な刑事事件を対象としており、この裁判が変われば他の刑事裁判も変わっていきだろろうと思っている。さらにそのような刑事裁判に携わった法律家たちが民事裁判の場でもこれまでとは違った活動をしてくれるのではないかと期待している。

- 裁判員裁判が導入されて1年経ち、司法が身近になってきたと感じるが、裁判所にも苦労があっただろうと思う。アンケート結果を見ると裁判員裁判は順調に進んでいるように思うが、今後も今のような態勢でこんなに丁寧に対応を続けていけるのか、裁判所の対応能力は大丈夫なのかということは気になっている。

- これまではあまり争いがない事件の裁判が多かったが、今後は争われている事件の裁判も当然出てくるので、これからが正念場だと思う。この制度を我が国に根付かせていくためには、ご指摘の点も含め、今後裁判所の課題として取り組んでいかなければならないと思っている。

- 個々の事件ごとに対応を考えていくことに尽きるが、検察官としては、対弁護人への誠実な対応、わかりやすい主張や立証の工夫、三者協議への素早い対応などを今後も一層進めていくことになるろう。

- 弁護人の立場としては、事実を争う時に十分な時間が与えられるか、裁判員の負担を考えると、従前争っていた時のような審理の時間を取ることは難しいのではないかとといったことが心配になる。

- 被告人の権利を守りつつ、他方で国民が参加しやすい制度としていかなければならないということで、このバランスをどう取っていくかが課題になる

う。

- 既に選挙人名簿に登載されている人にとっては裁判員制度の理解も進んできていると思うが、毎年成人する人が名簿に加わってくるわけで、そういう世代の人たちへのフォロー、例えば成人式の間などで、今後は裁判員候補者になりうるといったことの意識啓発を図ってはどうか。
- 以前の委員会でも議論されたが、法教育がもっと充実されていかなければならないという指摘はその通りだと思う。
- アンケートの結果を見ると、はじめはやりたくなかったという人が6割近かったのが、経験後は良い経験だったという意見に変わっている。これは、裁判員に選ばれた人が非常にプレッシャーを感じた中で裁判に参加し、終わるとプレッシャーから解き放たれて充実感を感じているということであろう。これからは入口の段階でよく制度の理解をしてもらうことが大事なのではないかと感じる。

(以 上)